

一般財団法人RAKER 謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人RAKER（以下「当財団」という。）が実施する極真空手競技者助成金事業において、助成対象者が依頼する師範・指導員、メンタルトレーナー、栄養士その他必要な専門家等への謝金支出を適正に管理・運用することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当財団が助成する極真空手競技者が依頼する師範・指導員、メンタルトレーナー、栄養士その他必要な専門家への謝金に適用する。ただし、当財団役員、評議員、事務局職員、選考委員への謝金には適用しない。

(謝金の支払い基準)

第3条 謝金の支払い基準は、別表のとおりとする。

(謝金受給者の資格)

第4条 謝金を支払う対象は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 当財団助成金の趣旨に基づき、極真空手競技に関連して被助成者が依頼する師範・指導員、メンタルトレーナー、栄養士その他必要な専門家等。
- (2) 当財団が特に必要と認めた専門家。
- (3) ただし、被助成者の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）を謝金受給者として支払うことはできない。

(謝金の支払報告)

第5条 謝金を支払った被助成者および保護者は、別紙1の謝金支出報告書と、謝金受給者の資格を証明する書類（資格証の写しなど）を当財団に提出しなければならない。

(支払方法)

第6条 謝金は原則として、被助成者が謝金受給者へ銀行振込で支払いを行い、振込手数料は助成金から支出するものとする。やむを得ず現金支払いを行った場合は、別紙2の謝金受領書を被助成者が取得し、当財団へ提出しなければならない。

(謝金の単価)

第7条 謝金は1時間単位で支給するものとし、1時間未満の場合は15分単位で計算し、15分未満の端数が生じた場合は15分に切り上げる。

(その他)

第8条 理事会で特別な事情が認められた場合は、別表にかかわらず謝金支給内容を決定

できる。

(改廃)

この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、法人の設立の登記の日から施行する。

別表 師範・指導員等謝金基準表

区分	1時間当たり単価の上限	単位	1日当たり謝金の上限
師範・指導員（コーチ）	10,000 円	1 時間あたり	40,000 円
フィジカルトレーナー	8,000 円	1 時間あたり	32,000 円
メンタルトレーナー	8,000 円	1 時間あたり	32,000 円
栄養指導者（スポーツ栄養士等）	7,000 円	1 時間あたり	28,000 円
講義・セミナー形式の特別指導	30,000 円	1 回あたり （半日程度）	30,000 円 （半日上限）

※謝金受給者は必要資格または相当する実績を有する者に限る。

※宿泊を伴う場合は、移動時間を除いた実働時間を対象とする。

※旅費は当財団旅費規程に準ずる。

令和 年 月 日

一般財団法人 RAKER 御中

謝金支出報告書

標記のことについて、下記に報告致します。

記

対象競技者名					
保護者氏名 (未成年の場合)					
謝金受給者情報					
氏名					
住所					
役務区分 (該当するものに○)	[師範] [指導員] [栄養士等専門職] [その他]				
謝金内訳					
活動日	年 月 日			所要時間	時間
単価	円	計算式			
合計額	円	謝金の支払方法 (該当箇所には○)	[銀行振込] [現金手渡し]		
指導内容					
備考					

謝金受領書

一般財団法人RAKER 御中

下記の通り謝金を確かに受領致しました。

謝金額	<u>金</u> <u>円也</u>
対象日	年 月 日
対象競技者名	
指導・支援内容	

年 月 日

住所

氏名

印